

別紙

○ 不開示とした部分及びその理由

不開示部分	不開示の理由
<p>警察職員の氏名及び印影（管理職を除く。）</p>	<p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 2 号》 開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 5 号》 開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
<p>「特記事項」欄のうち特別勤務に係る部分（開示請求者に関する部分を除く。）</p>	<p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 2 号》 開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 5 号》 開示することにより、地域警察活動における体制、活動状況等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者の行為を容易にするなど、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 7 号》 開示することにより、地域警察活動における体制、活動状況等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者の行為を容易にするなど、効果的な当番業務の運営及び活動が阻害され、地域警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>上記以外の不開示とした部分</p>	<p>《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 5 号》 開示することにより、地域警察活動における体制、活動状況等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者の行為を容易にするなど、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 《個人情報保護に関する法律 78 条 1 項 7 号》 開示することにより、地域警察活動における体制、活動状況等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者の行為を容易にするなど、効果的な地域警察の運営及び活動が阻害され、地域警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>